

Ⅲ 学 生 相 談

- 1 経済相談
- 2 健康相談
- 3 就職相談
- 4 その他の相談

1 経 済 相 談

(1) 授業料の免除

① 授業料免除と徴収猶予

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者を対象に、本人の申請により、学内選考機関の議を経て、当該期分の授業料の全額又は半額に対して免除、又は徴収猶予が認められます。

出願選考は、年度を前・後期の二期に分けた区分により行いますので、必ず各期ごとに願い出てください。

出願手続きについては、毎年前期分は2月初旬、後期分は7月初旬に、各学部・研究科（学部1・2回生は学生センター経済担当）の掲示板に掲示しますので、希望する学生は所定の期限内に願書等を受領し、所属学部（研究科）の教務掛等担当窓口（学部1・2回生の学生は、学生センター経済担当）へ必要事項を記入の上、必要書類を添えて、期限内に提出してください。

② 授業料免除京都大学特別枠

出願資格として学業優秀を条件としていないことが、授業料免除と異なっている点です。後期分の免除を行います。出願手続は7月初旬掲示により通知します。

(2) 奨 学 金

学業成績が優れかつ健康であって、経済的に困窮し、修学に支障をきたす者には、願い出に基づき選考の上、奨学金が貸与又は給与されます。

奨学生に採用されても、学業成績又は修学態度などの状況により奨学生として不適当と認められた場合には、奨学金の廃止・停止その他の措置がとられますので、注意して勉学に励んでください。

学生センター経済担当で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間英団体の奨学金があります。

① 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）ホームページアドレス〈<http://www.jasso.go.jp/>〉

日本学生支援機構奨学金は第一種奨学金（無利子貸与）と、第二種奨学金（有利子貸与）があります。なお、第1学年（編入学の入学年次を含む）において希望により貸与月額の前振込時（又はその翌月）に定額（300,000円）を増額して貸与する制度があります。

〈奨学生の採用〉

（ア）学部予約採用〔「進学届」の提出〕

高等学校在学時に平成18年度大学第一種奨学生・第二種奨学生採用候補者に内定している者は、入学後採用候補者決定通知等学生センター経済担当へ提出し、所定の期日までにインターネットにより、進学届提出の手続を行ってください。

この「進学届」を期間内に提出しないと、辞退したものとして処理し、奨学生として採用されません。

（イ）学部在学採用

年1回4月に募集します。募集期日等は、1・2回生にあっては学生センター経済担当で、3回生以上は各学部の教務掛で掲示しますので注意してください。

通常の募集期間以外に家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合は学生センター経済担当窓口で相談してください。

第一種奨学生として採用された場合には、自宅通学者45,000円、自宅外通学者51,000円が貸与されます。（平成18年4月現在）第二種奨学生として採用された場合には、貸与月額3万、5万、8万、10万円の中から

ら選択できます。

平成18年度1回生奨学生在学採用者数

	申込者数	採用者数
第一種	503	269
第二種		195

参考：2回生以上奨学生採用者数 第一種41名 第二種258名

(ウ) 大学院奨学生採用

大学院修士課程，博士（後期）課程入（進）学及び編入学者については，各課程ごとに募集します。募集時期等は各研究科によって異なります。詳しいことは，それぞれ所属研究科奨学金担当窓口にお問い合わせください。

第一種奨学生として採用された場合には，修士課程・法科大学院 88,000円，博士（後期）課程 122,000円が，貸与されます。（平成18年度4月現在）

第二種奨学生の場合には，貸与月額5万，8万，10万，13万円の中から選択できます。

なお，法科大学院については，13万円の貸与月額を選択した者に限り，希望により4万円又は7万円の増額貸与が受けられます。

平成17年度奨学生数（全学年）

		奨学生数	学 生 数
学 部	第一種	1,499	12,776
	第二種	1,679	
修 士 課 程	第一種	1,611	4,958
	第二種	744	
博士(後期) 課程	第一種	1,267	3,349
	第二種	60	

※学生数は外国人留学生を除く

〈奨学金貸与終了後の返還と返還猶予〉

(ア) 返還

貸与された奨学金は，貸与終了（卒業）の翌月から6ヵ月経過後，最長20年以内に，月賦等の方法により返還しなければなりません。

この返還金は，日本学生支援機構の予算において，その年度に貸与する奨学金の財源に繰入れられますので，後輩学生のためにも返還する必要があります。

また，不慮の疾病や災害または特別事情により，返還が困難になった場合は，願い出により，一定期間奨学金の返還が猶予されることがあります。

(イ) 在学中の返還猶予〔「在学届」の提出〕

新入生で，高等学校又は大学等で日本学生支援機構（旧日本育英会）奨学生であった者は，奨学金貸与終了時に各学校等で配付された返還のてびきにとじ込みの「在学届」を提出しなければ返還猶予になりません。

「在学届」の提出により，正規の卒業（修了）年月まで返還が猶予されます。

学部入学者は、4月末日までに各学部教務掛に提出してください。

大学院入（進）学者は、4月末日までに所属研究科の奨学金担当窓口提出してください。

10月入学者は、各研究科の奨学金担当窓口にお問い合わせください。

なお、予約奨学生は「進学届」を提出することにより返還が猶予されますので、「在学届」は提出する必要はありません。

② その他の奨学金

本学には、日本学生支援機構奨学金以外に、地方公共団体奨学金及び財団法人、民間企業等の出資による民間団体奨学金などの多様な奨学金制度があります。

（ア）地方公共団体奨学金

- 学生センター経済担当で募集する団体は、限られています。
- 多くは大学では募集せず、保護者が居住している地方公共団体で募集していますので、市区町村の教育委員会に照会してください。
- 多くは日本学生支援機構奨学金と併用できないので、両方採用された場合はいずれか一方を辞退する必要があります。

（イ）民間団体奨学金

募集等の条件は、団体により種々異なります。採用者数も極めて限られており、4月から5月に集中しています。（主に学部1・2回生が対象）

- 学生センター経済担当で募集する奨学金には、給与又は貸与の両者があり、採用基準・採用数・金額なども異なります。

（金額は、概ね月額20,000円～50,000円です。）

- 採用された場合は、団体主催の奨学金授与式、団体独自の行事・合宿に参加する必要があります。
- 奨学金を貸与又は給与されたことにより、奨学生の進路を拘束されることはありません。

（3）小口短期貸付金（学生援助会）

学生援助会は、病気、不慮の事故、送金の延着、その他急な出費の場合に、無利子の貸付融資を行うものです。この貸付用の資金は本学関係者の寄附によるものです。

この貸付金は、あらかじめ父母兄弟又はこれに代わる者を保証人とする債務保証書を学生センター経済担当窓口提出しておかなければ利用できません。（ただし、10,000円の融資の場合は必要ありません。）申込用紙は同センターに備え付けています。

（ア）貸付金 1人1万円～5万円まで（1万円単位）

ただし、2万円以上は、事前に債務保証書の提出が必要です。

（イ）返済方法 1万円の場合は、1か月以内に一括返済。

2万円及び3万円は、4か月以内に一括返済又は、分割返済。

4万円以上は、6か月以内に一括返済又は、分割返済。

（ウ）申込方法 学生証及び印鑑を持参の上、学生センター経済担当窓口で午後4時00分までに手続きしてください。

（エ）融資方法 原則として申込日の翌日に交付します。

2 健康相談

学生生活の基盤はなんといっても健康です。京都大学の豊富な健康支援施設や制度を利用して、自分で自分の健康を管理することを心がけてください。

(1) 保健管理センター

保健管理センターは本学学生の健康の維持・増進を図る施設です。学校保健法，結核予防法，京都大学学生健康診断規程などに基づいて，定期および期間外の健康診断を行います。学生健康診断規程に定められているとおり，健康診断を受けなかった場合は当該年度に実施される試験を受けることができず，また就職，奨学金申請，教育・介護実習などに必要な各種の診断書等の発行を受けることもできません。実施期間内に必ず受けてください。健診結果について説明を受けたい場合は，結果表を持って下記の保健診療所を受診してください。

(2) 保健診療所

保健診療所は学内向けの医療機関で，本部キャンパス，桂キャンパス，宇治キャンパス，熊取キャンパスで開設されています。ちょっとした病気や健康相談でも気軽に受診できます。

① 診療科

本部診療所：内科，神経科（メンタル・ヘルス），皮膚科，眼科，耳鼻科，スポーツ整形外科

桂分室：内科と神経科（メンタル・ヘルス）

宇治分所：内科

熊取分室：内科

② 診療日及び診療受付時間

本部診療所：月曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分，午後2時～午後4時30分

桂分室：火曜日～金曜日 午前10時～午後0時30分

宇治分所：木曜日 午前10時30分～午後0時15分

熊取分室：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

③ 休診日

土曜日，日曜日，国民の祝日，本学創立記念日，年末年始（12月29日～1月3日），学生・職員定期健康診断実施日（そのつど保健診療所掲示板および保健管理センター・ホームページに掲示）

④ 診療料金

学生の場合，相談や診察は無料ですが，検査や投薬は実費負担となっています。ただし，正課中に発生したケガに対しては，初回のみ治療を含めて無料です。また診断書は1通につき100円です（追加検査は実費）。

⑤ 所在地および電話番号

本部診療所：吉田キャンパス 京大正門西側（電話075-753-2404）

桂分室：桂キャンパス Bクラスター 福利棟2階（電話075-383-7308）

宇治分所：宇治キャンパス 本館2階（電話0774-38-4381）

熊取分室：熊取キャンパス 図書棟（電話0724-51-2308）

(3) 京都大学医学部附属病院

本学医学部附属病院では、次のとおり外来診療を行っています。

なお、健康診断は行っていません。

診療科：内科（血液・腫瘍内科，内分泌・代謝内科，循環器内科，消化器内科，呼吸器内科，免疫・膠原病内科，老年内科，糖尿病・栄養内科，総合診療科，神経内科，腎臓内科），外科，眼科，産科婦人科，小児科，皮膚科，泌尿器科，耳鼻咽喉科，整形外科，精神科神経科，歯科口腔外科，放射線科，麻酔科，脳神経外科，形成外科，核医学科，心臓血管外科，呼吸器外科

受付時間：午前8時30分から午前11時まで

休診日：土・日曜日，祝祭日，年末年始（12月29日～1月3日），京都大学創立記念日（6月18日）

(4) 京都大学学生健康保険組合（健保）

京都大学では、本学学生が、病気やケガにより学内の医療機関（保健診療所及び医学部附属病院）で治療等を受けた場合、学生相互に医療費を補助することを目的とした、「学生健康保険組合」を昭和25年から設置しています。

この保険組合は、学生の全員加入（外国人留学生は除く。）を建前としたもので、国民健康保険等の公的保険適用後の実費負担した医療費を更に補助給付する互助制度です。

1年間（4月～翌年3月）あたり500円の組合費を納めることで、1年間に支払った医療費の総額が1万円までは50%，これを超えた場合は、超えた額の10%が補助されます。また、入院の場合は、1年間に90日を限度として1日につき100円が補助されます（入院期間中の医療費については、補助の対象外）。組合費が安価な割には払い戻し率が高く、是非全員が加入されるようお勧めします。

なお、加入方法・加入受付期間・納入額と加入期間・医療費補助の請求方法は、以下のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の組合費を払込んでください。加入者には、払込金受領証を確認のうえ、「学生健康保険組合員証」を交付します。

② 加入受付期間

加入受付は、年に2回行っています。

加 入 期	加入受付期間	加 入 日	補 助 対 象 期 間
4 月期	3月1日～4月30日	4月1日	4月1日～翌年3月31日
10月期	9月1日～10月31日	10月1日	10月1日～翌年3月31日

③ 納入額と加入期間

組合費年額×加入期間（所定の修業年限）分を一括納入してください。

区 分		加入期間	納入額	備 考
学部	学 部	4年間	2,000円	※学部第3年次編入学・学士入学学生の納入額は、1,000円（2年間）になります。
	医学部（医学科）、薬学部（薬学科）	6年間	3,000円	
大学院	修士課程，専門職学位	2年間	1,000円	※転学部・過年度入学学生の加入につきましては、学生健康保険組合窓口で問い合わせ願います。
	博士課程，専門職学位	3年間	1,500円	
	医 学 研 究 科	4年間	2,000円	
	一 貫 制 博 士 課 程	5年間	2,500円	

④ 医療費補助の請求方法

医療費補助の請求にあたっては、次に留意して、手続きを行ってください。

なお、請求は、必ず受診した年度内に行ってください。年度が変わると補助を受けることができません。

(ア) 適用医療機関

- ◆京都大学保健診療所（P33頁参照）
- ◆京都大学医学部附属病院（歯科・口腔外科を除く）（P34頁参照）
- ◆上記医療機関から転院又は紹介された医療機関。

(イ) 適用医療費

病気やケガにより支払った医療費で、国民健康保険等の公的保険適用後に実費負担した医療費（院外処方箋の薬代を含む）に対して適用されます。

なお、病気やケガの治療以外の健康診断料及び文書料等は適用されません。

(ウ) 医療費補助請求方法

持参する物：学生証

学生健康保険組合員証

医療費の領収書（領収書が他に必要な場合は、コピーも併せて提出）

学外医療機関への転院・紹介の場合はそれらを証明する書類（コピー）

請求窓口：学生健康保険組合窓口 [電話 075-753-2534]

※時計台記念館西側の赤レンガ建物1階 学生センター生活担当

受付日時：月・水・金曜日の10：00～12：00、13：00～16：30

※4月全日、夏季・冬季休業中、授業休止日（創立記念日、11月祭、大学入試センター試験）の受付は行っていません。

(工) 医療費補助額

4月から翌3月までに実費負担した医療費が	10,000円まで	50%
	10,000円を超えた分	10%

入院の場合は、1日につき100円（年間90日を限度）を補助しますが、入院期間中の医療費については、補助の対象となりません。

(5) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険

学生が安心して教育・研究活動を行い、生き生きとした学園生活を過ごすためには、傷害保険への加入は不可欠であると言えます。

学研災は、学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度として、大学関係者の強い要望により昭和51年に発足した傷害保険制度です。学生を対象にした傷害保険は他にもありますが、学研災は、大学の教育・研究活動に沿った補償制度であり、保険料も

低額に設定されています。また、実験・実習、フィールドワーク等の科目の履修にあたって、学研災への加入が必要になる場合があります。インターンシップ、教育実習、介護等体験の履修にあたっては、受入先が学研災及び学研災付帯賠償責任保険への加入を求めるケースが増えてきています。

京都大学として学研災への加入を強く勧めています。学生対象の傷害保険未加入者は、必ず加入してください。

加入方法、保険料と保険期間、保険金の種類と支払保険金、保険金が支払われる場合等は、次のとおりです。

① 加入方法

入学手続きの際に交付された郵便振替用紙で最寄りの郵便局へ所定の保険料を払い込んでください。

なお、本保険は保険証券が発行されませんので、「払込金受領証」を保管しておいてください。

② 保険料と保険期間

a. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）

	1 年分	2 年分※	3 年分	4 年分	5 年分	6 年分
文系	1,350円	2,500円	3,700円	4,800円	5,900円	
理系	1,600円	2,900円	4,250円	5,500円		7,800円

◎文系の学部・研究科

【4 年分】文学部，教育学部，法学部，経済学部，総合人間学部（文系）

【修士：2 年分／博士：3 年分】文学研究科，教育学研究科，法学研究科，経済学研究科，人間・環境学研究科（文系），地球環境学舎（文系），公共政策教育部，経営管理教育部

【5 年分】アジア・アフリカ地域研究研究科

◎理系の学部・研究科

【4 年分】理学部，薬学部，工学部，農学部，総合人間学部（理系）

【修士：2 年分／博士：3 年分】理学研究科，医学研究科（医科学専攻，社会健康医学系，人間健康科学系専攻），薬学研究科，工学研究科，農学研究科，人間・環境学研究科（理系），情報学研究科，エネルギー科学研究科，生命科学研究科，地球環境学舎（理系）

【1 年分】医学研究科（社会健康医学系専攻M C R コース）

【2 年分】医学研究科（社会健康医学系）

【博士：4 年分】医学研究科

※【2 年分】学部3 年次編入学（文系：法学部，経済学部 理系：工学部）

b. I 学生教育研究災害傷害保険【医学部医学科】（注1）

	1 年分	2 年分※	3 年分	4 年分	5 年分	6 年分
医学部医学科	1,200円	2,100円	3,050円	3,900円	4,700円	5,700円

（注1）医学部医学科は別途に学研災付帯学生生活総合保険または学生総合補償制度に加入して下さい。

II 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（医学賠）【医学部保健学科】

	1 年分	2 年分※	3 年分	4 年分
医学部保健学科	2,000円	3,700円	5,450円	7,100円

※ 3 年次編入学者

c. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（法科賠）【法科大学院】

	1 年分	2 年分※	3 年分
法科大学院	3,950円	7,700円	11,500円

◎法科大学院生

d. 学生教育研究災害傷害保険十付帯賠償責任保険（学研賠）【研究生等】

	文 系	理 系
1年分	1,350円	1,600円

◎研究生，科目等履修生，聴講生，
日本学術振興会特別研究員

（注2）保険料（保険期間）は，所定の修業年限です。第3年次編入学，学士入学，転学部，過年度入学学生の保険料（保険期間）については，学生センター生活担当窓口へお問い合わせ下さい。

（注3）総合人間学部(文科系)学生で，副専攻に理科系を選択する予定の学生は，理科系(4年間5,500円)で加入して下さい。

③ 保険金の種類と支払保険金

担 保 範 囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医 療 保 険 金	入院加算金
正 課 中 学 校 行 事 中	2,000万円	90万円～3,000万円	治療日数（通院4日以上） 6千円～30万円	1日につき 4千円 (180日を限定)
通 学 中 学校施設等間移動中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院7日以上） 1万5千円～30万円	
本学施設内にいる間 課 外 活 動 中	1,000万円	45万円～1,500万円	治療日数（通院14日以上） 3万円～30万円	

④ 保険金が支払われる場合

詳しくは，入学手続き時に交付，もしくは窓口に設置する「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照願います。

(ア) 正 課 中

講義，実験・実習，演習又は実技による授業（以上を総称して，以下「授業」）を受けている間。

なお，授業には，①指導教員の指示に基づき，卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間（ただし，私的生活にかかる場所においてこれらに従事している間を除く），②指導教員の指示に基づき，授業の準備若しくは後始末を行っている間，又は授業を行う場所，大学の図書館，資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間を含みます。

(イ) 学校行事中

大学が主催する入学式，オリエンテーション，卒業式など教育活動の一環としての各種行事に参加している間。

(ウ) (ア) (イ) 以外で大学施設内にいる間

大学が教育活動のために所有，使用又は管理している施設内（各構内の校門間の公道を含む）にいる間。ただし，学生寄宿舍にいる間，大学が禁じた時間若しくは場所にいる間，又は禁じた行為を行っている間を除きます。

(エ) 課外活動中

学校施設内外において，大学の規則に則った所定の手続きにより，大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし，危険なスポーツを行っている間を除きます。

(オ) 通学中及び学校施設等間移動中

大学の授業等，学校行事又は課外活動へ参加するため，合理的な経路および方法により住居と学校施設等との間を往復する間，又は学校施設等間を相互に移動する間。ただし，経路を逸脱した場合等は含まれません。

(カ) 付帯賠償責任保険（学研賠）

保険金額は対人賠償1名1事故1億円限度（免責金額5,000円），対物賠償1事故250万円限度（免責金額5,000円）で，Ⅰ．正課中，Ⅱ．学校行事中，Ⅲ．教育実習中，Ⅳ．介護体験活動中，Ⅴ．インターンシップ中，Ⅵ．ボランティア活動中及びこれらの往復途中での賠償責任事故を対象とします。詳しくは「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照願います。

⑤ 保険金請求の手続き

(ア) この保険で対象となる事故が生じた場合には，速やかに学生センター生活担当窓口で「事故通知はがき」を受け取り，必要事項を記入の上，保険会社に郵送します。（事故の日から30日以内に通知がない場合には保険金が支払われない場合があります。）

(イ) 完治後の請求手続きは，学生センター生活担当窓口で「保険金請求用紙」を受け取り，必要事項を記入の上（診断書または治療状況申告書等の書類を添付），学生センター生活担当窓口へ提出します。

⑥ 異動（転部・退学・休学）の手続き

(ア) 転学部をした場合，保険料が変更となる場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

(イ) 退学した場合，保険料の返還請求を行える場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

(ウ) 休学した場合，休学の期間に応じて保険料が返還される場合があります。学生センター生活担当へ申し出て下さい。

担当窓口：学生センター生活担当（電話 075-753-2533）

上記のほかに学生生活全般を補償する学研災付帯学生生活総合保険や大学生協学生総合共済もありますので，詳しくは学生センター生活担当までお問い合わせ下さい。

3 就 職 相 談

就職活動における悩みや不安などについて相談・助言できるよう各学部・研究科等では就職担当教職員が、キャリアサポートセンターではキャリアカウンセラーなど専門の相談員が学生の就職や進路に関する相談に応じています。

なお、キャリアサポートセンターでは、本学における学生の就職に関する調査統計等も行っており、毎年発行している「就職のしおり」及びキャリアサポートセンターホームページに掲載しています。

キャリアサポートセンター利用のすすめ

キャリアサポートセンターは学生の就職活動を支援することを目的としており、求人票やOB・OG名簿等の情報・資料を各種取り揃えて提供しているほか、就職ガイダンス、企業ガイダンス、国家公務員本府省業務説明会等を開催しています。

なお、キャリアサポートセンターにある就職関連図書や面接ビデオ等については貸出も行っていますので、気軽に来室して利用してください。

詳細については、キャリアサポートセンターのホームページ（http://www.kyoto-u.ac.jp/student/04_syu/career.htm）及び掲示板を参照してください。

- 場 所 工学部8号館1階
- 利用時間 平日 午前9時～午後5時
- 施設内容
 - ・ 情報検索用パソコン（インターネット接続）
情報関連サイト集の閲覧，各企業HPの閲覧が可能
 - ・ 複写機（生協プリペイドコピーカード使用）
 - ・ 求人情報個別ファイル
求人票，募集要項，企業案内等のファイル，企業在籍卒業生名簿
 - ・ 就職関連図書
会社四季報，会社年鑑，教員採用試験参考書，資格試験参考書等
 - ・ 雑誌
就職ジャーナル，受験ジャーナル，教員試験，リクルートブック等
 - ・ 面接ビデオ，企業セミナービデオ（貸出用）
 - ・ その他資料請求ハガキ等

キャリアサポートセンターでは、次のようなことを行っています。

- ・ 就職ガイダンス等の企画及び実施
- ・ 就職資料の収集・保存
- ・ 就職相談
- ・ 求人先の開拓及び情報の収集
- ・ メールマガジンの配信（登録制）
- ・ その他就職に関すること

「就職相談室」

就職情報企業の相談員が、みなさんの就職や進路に関する相談に対応します。

○利用日時

- ・ 平日の午後2時～午後5時

開室日等の詳細は、キャリアサポートセンターのホームページを参照してください。

○利用方法

- ・ 一人一回20分程度で、予約制とします。
- ・ 希望者はキャリアサポートセンターで予約してください。

就職活動や進路における悩みや疑問など何でも相談してください。

4 その他の相談

(1) カウンセリングセンター

京都大学に籍を置く、学生、教職員のための、総合的な相談機関です。修学上あるいは学生生活上の悩み、さまざまな人間関係の悩みなど、どのような悩みや苦しみについての相談にも、学生相談、心理相談の専門スタッフが応じています。秘密は絶対に守られますので、実り豊かな学生生活のために、日々の充実のために、気軽に、安心してご利用下さい。こんなことを相談に行ってよいのだろうかと思うような時にもぜひ一度訪ねてみて下さい。

①相談のご案内

◆たとえばこんな時に

学生生活上の様々な悩みの相談に応じています。

- ・人間関係について悩んでいる
- ・自分の性格について考えてみたい
- ・異性とのつきあい方や性のことで悩んでいる
- ・どういうわけか研究にやる気がでない
- ・進路を変更しようか迷っている
- ・気持ちが落ち込んだり不安になることがあって苦しい
- ・指導教員から嫌がらせをうけている
- ・自分の可能性や適性を知りたい
- ・その他どのようなことでも

◆相談申し込みの方法

センターまで直接来室されるか、電話にて申し込んで下さい。手紙やファックス・電子メールでも受け付けます。手紙、ファックス、電子メールの場合、所属、氏名ならびに連絡先を必ず明記して下さい。折り返し連絡します。(相談の秘密は守られます)。

◆場所および連絡先

カウンセリングセンターは、本部キャンパス、附属図書館の南側にある赤レンガの建物の1階、西の端にあります。なお、桂キャンパスにもカウンセリングセンターの分室があります(週1回開室)。いずれに関しても下記にご連絡・お問い合わせ下さい。

住所：606-8501 京都市左京区吉田本町 京都大学カウンセリングセンター

電話：075-753-2515

ファックス：075-753-2594

電子メール：counseling@www.adm.kyoto-u.ac.jp

◆受付時間

原則として月曜から金曜の午前10時から午後5時まで

◆スタッフ

心理学(臨床心理学、相談心理学、青年心理学など)を専門とするスタッフが相談に当たります。

センター長	青木 健次 教授		
カウンセラー	青木 健次 教授	カウンセラー	千原 雅代 非常勤講師
	杉原 保史 教授		平田富美子 非常勤講師
	村上嘉津子 助教授		康 智善 非常勤講師
	中川 純子 講師		多田 昌代 非常勤講師

②ハラスメントについて

もしあなたが、ハラスメントを受けていると感じているなら、一人で悩まず、誰か信頼できる人に相談することが必要です。また、あなたの周囲でそういう事態を見聞きしたという場合も同様です。

相談しようとする人は、当該部局のハラスメント相談窓口相談することも、カウンセリングセンター内のハラスメント相談窓口相談することもできます。

これらの相談窓口では、相談する人の意向を尊重し、解決の方向性を探ります。相談する人はこれらの窓口を通じて、各部局の人権委員会ないしは、全学のハラスメント専門委員会に申し立てをすることができます。人権委員会またはハラスメント専門委員会はその申し立てを受けて、調査・調停を行い可能な対応を実施します。

ハラスメントに当たるのかどうかよく分からないような場合でも、何か気がかりなことがあれば、カウンセリングセンターに問い合わせして下さい。他の相談でもそうですが、相談者のプライバシーには万全の注意を払いますので、安心して相談して下さい。

(2) 身体障害学生相談室

本学では、身体に障害があつて、修学上様々な悩みや相談ごとをかかえる学生の相談に応じるため、身体障害学生相談室を設けています。

相談室には、各学部等から選出された教員による管理運営委員会が置かれています。

視覚、聴覚や肢体に障害があつたり、病弱などの理由で、修学や学生生活を送る上で、支障を感じたり、進路上の相談ごとがあつたときには、学部の教務掛または学生部教務課に申し出てください。相談室の先生方と一緒に相談に応じます。

(3) 留学生相談室

国際交流センターでは留学生の悩み等の相談のため「留学生相談室」を開設しております。

場所：留学生相談室

電話・FAX：753-2527

E-mailによる相談（随時）

- 1) i53272@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp : 大東教授
- 2) kawai@intl.mbox.media.kyoto-u.ac.jp : 河合助教授
- 3) ab-counsel@www.adm.kyoto-u.ac.jp : 白石相談員

(4) スポーツ指導・相談室

本学では、学生の健康や体育活動に対する指導や助言を行う専門機関として「スポーツ指導・相談室」

を学生部棟内に設けています。運動部学生，一般学生を対象として，健康づくりのための運動の実施方法や競技力向上のためのスポーツ活動の内容・方法について，以下のような専門的な相談・支援を行っています。運動部の方だけでなく，個人としてプロスポーツ競技者を目指している方や，生活習慣病予防のための運動プログラムの相談をしたい方々の来室も歓迎します。

① 活動内容

- ・健康・体力づくり相談，および運動処方への提示
- ・基礎体力向上，競技力向上のための専門的なトレーニング相談
- ・クラブ運営，初心者指導法，リーダー育成方法などの現場指導
- ・スポーツ障害に関する相談
- ・生活設計，栄養，リハビリテーションに関する相談
- ・運動施設や用具に関する案内と相談
- ・健康，体力づくりに関連した参考文献や資料の紹介
- ・登山実習，海浜実習および救急看護法の講習会などの企画運営

② 相談受付

相談室（電話：075-753-2558または753-9356，e-mail：i52098@sakura.kudpc.kyoto-u.ac.jp），または学生センター課外担当（電話：075-753-2513～2514，e-mail：ssens562@mail.adm.kyoto-u.ac.jp）で相談日時を予約して下さい。来室による相談日時は，火曜日と金曜日の午前10時から午後4時までです。また，桂キャンパス保健管理センターでも指導・相談を行っていますので，お問い合わせ下さい。

③ 相談担当者

田中真介助教授（高等教育研究開発推進センター）

（5）メールによる学生相談

学生センターでは，学生生活に関する相談や質問をメールにより受け付けています。

- ◆相談の際の個人情報他は他の目的には使用しません。
- ◆相談内容の秘密は守ります。
- ◆相談内容によっては，回答できないものや他の相談窓口をご紹介します場合があります。
- ◆相談のメールには必ず学生番号と氏名を明記してください。

（相談受付アドレス） wsens565@mail.adm.kyoto-u.ac.jp

問い合わせ先：学生センター生活担当 TEL 075-753-2533